

平成23年度 山梨県森林審議会（第4回） 会議録

1 日時：平成24年2月2日（木）午後10時00分～12時00分

2 場所：恩賜林記念館2F 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）赤坂 治績、泉 桂子、大須賀 久、小田切 美知子、金子 正司、嶋 光雄、
高村 忠久、田中 美津江、辻 一幸、戸栗 敏、藤原 忠直、三好 規正、山村 元子
以上13名

（事務局）深沢林務長、深尾森林環境部次長、安富森林環境部技監、宇野森林環境部技監
（森林整備課長）、小野森林環境総務課長、石原みどり自然課長、中山林業振興
課長、江里口県有林課長、沢登治山林道課長、刑部森林環境総務課課長補佐、森
林環境総務課企画担当（4名）、渡辺森林整備課課長補佐、森林整備課森林計画
担当（4名）

4 会議次第

- （1）開会
- （2）林務長あいさつ
- （3）職員の紹介
- （4）会長あいさつ
- （5）議事録署名委員の選出
- （6）議事
- （7）その他
- （8）閉会

5 議事に付した案件

[説明事項] 「（仮称）やまなし森林・林業再生ビジョン（素案）」について

6 議事の概要

森林整備課課長補佐：

定刻となりましたので、ただいまから、森林審議会を開会させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ、森林審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

最初に本日の森林審議会の成立についてであります。山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。当委員会の委員数は15名で、本日御出席いただきました委員数は13名でございます。過半数に達していますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、森林審議会の審議は、公開となっており、後日その議事録が県庁ホームページより閲覧が可能となります。

また、「山梨県森林審議会傍聴要領」により審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席が設定してあります。

次に、本日の資料の確認をお願いします。本日、委員の皆様にお配りした資料につきまして

では、本日の次第等の綴、資料1「(仮称)やまなし森林・林業再生ビジョン(素案概要)」、資料2「(仮称)やまなし森林・林業再生ビジョン(素案)」、以上で3点となります。資料がない場合はお申し出下さい。

次に、議事に先立ちまして、深沢林務長が挨拶を申し上げます。

林務長：(挨拶)

森林整備課課長補佐：

本日出席の県職員でございますが、別紙座席表のとおりでございます。

続きまして、山梨県森林審議会の辻会長からごあいさつをお願いします。

会長：(挨拶)

森林整備課課長補佐：

ありがとうございました。これより、議事に入ります。

議長の選出につきましては、山梨県森林審議会運営規則第3条により、議長は会長があたることになっておりますので、辻会長に議長をお願いします。

議長：

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、議事の進行につきまして、皆様のご協力をお願いいたします。

議事に入る前に、県森林審議会運営規則第7条により、議事録署名委員を会長が選出することとなっておりますので、私が2名を指名してよろしいですか。

委員：(異議なし)

議長：

それでは、〇〇委員と〇〇委員をお願いいたします。

それでは議事に移ります。説明事項であります「(仮称)やまなし森林・林業再生ビジョン(素案)」について議題とします。事務局より説明をお願いします。

森林環境総務課長：(「(仮称)やまなし森林・林業再生ビジョン(素案)」について説明)

議長：

事務局の説明が終わりました。具体的に数値目標も掲げてあるわけですが、これらについての質疑を行いたいと思います。御質問、御意見がおありの方、よろしくをお願いします。

委員：

こちらのビジョンの位置づけについてですが、こちらのビジョンは森林法などの法律に基づいて作られるものなのか、あるいは先ほど御説明のあった国の森林・林業再生プランを受けて県で独自に、自主的に定めたものと考えてよろしいのでしょうか。その辺りを教えてください。

森林環境総務課長：

これは、基本的には国の計画等を受けて作るものではありません。県が独自に、任意で作っている計画でございます。森林法に基づきます法定計画といいますと、先般御論議いただきました地域森林計画がその位置づけになろうかと思えます。

議長：

他にいかがでしょうか。

委員：

基本目標の中で3つが示されて、森林づくりと産業づくり、山村、人づくりとなっております。

実際に林業をやっている方はご存じなのですが、林業機械の近代化の問題が出てきます。今、山梨県で近代化した林業機械がどのくらい入っているかというのはわかりませんので、その数値を教えてください。

また、これから再生ビジョンを進めていく場合には、当然集約化施策が大事でございます。その場合に路網整備、作業道などの整備を重点的にやらないと木材は出て参りません。従って、それらに向かって、環境税の活用もあるわけなのですが、環境税はあくまでも経済林においては駄目だという話のようでございますけれど、例えば山によっては100mから150mもの長さがあるような架線を張る場合は、やはり経済林といえども非常に経費がかかりすぎて木材が出せないのではないかという感じがするわけです。そういう面における環境税の活用ができるのかどうか。また、林業機械について環境税の活用ができるのかどうかについてお伺いをします。

議長：

事務局、答弁をお願いします。

林業振興課長：

先ほど御質問のございました高性能林業機械につきましては、平成22年度は現在調査中でございますが、平成21年度の実績でお手元の資料の16ページに表のとおり44台の高性能林業機械が入っております。また、素案概要の「IV基本方針と数値目標」のとこ

ろにもありますが、「高性能林業機械保有台数」の中で、目標を90台としています。

本県の特徴としまして、やはり急斜面の人工林が多いこともあり、タワーヤーダのような架線系の高性能林業機械が多くなっております。これから路網密度が増えていくことによって、架線系からグラップルやハーベスタのような、要するに木寄せのできるような機械が増えていくのではないかと考えております。以上です。

森林整備課長：

路網整備の関係でございます。

税の活用という部分で御質問があったかと思いますが、森林環境税につきましては、まずは荒廃林の整備を主にやっていこうということでございます。今〇〇委員からお話のあった、経済林とそうでないところというのは区分けが難しい部分があるかと思いますが、まずは搬出をやっていきながら経済的な価値が出てくる場所というのは、基本的には対象にならないと。ただ、今お話のあったように100mも架線を張るとなかなか経済的にペイしないということもあるかと思いますが、そういうところにつきましては、本県の急峻な山で、頂上まで路網をつけていくべきなのか、将来そうした山をどうしていくべきなのかというところはやはり地域の皆様と一緒に考えてながら、またそこに木を植えて経済林として回していくようなことを今後も続けていくようなところは経済的な考え方をもって路網の整備を進めていきます。もしそういった継続的に人工林として森林整備をやっていくことが困難なところは、逆に広葉樹林化を図っていくというところが出てくるかと思いますが、そのへんはこれから税事業を始める中で色々と区分けをしていく必要があるかと思いますが、税事業はまずは荒廃林の整備ということを主眼にやっていきたいと考えているところでございます。

委員：

先ほどまでの話で行きますと、高性能林業機械だとか路網整備というのはプロの人たちのやる仕事だと思います。私が一番お願いしたいのは、森林ボランティアの育成のようなことをやっていただきたいと思います。

市町村の場合は、自治会があり自治会の中では市や県からの連絡事項などが毎月話し合われますので、そのような会を利用していただいて、一般市民が森林の公益的な価値というものを守る作業に責任を持って参加していく体制を作っていただきたいと思います。一般的な下刈りなどの作業は沢山のボランティアを育成して、そういう人たちが公益的機能というものをお互いに啓発するような方向に持って行っていただきたいと思います。そしてそれが本当の環境税というものを導入した意味だと思いますので、そのへんをしっかりとっていただきたいと思います。

また、そこにありますが、1519年に武田信虎が躑躅ヶ崎に移転して要害山の地に城を造ったわけですが、その森林の中で、岩の中で育ったようなすごいスギの木があ

ります。あの時代から育ったものだとする、もう500年経ちますが、そのようなものについて今から森林の中で千年杉というようなものを目指すといったようにして、観光的に活用できる森林にはそういうものを残していただきたいなと思っています。お願いします。

議長：

ボランティアの関係はどうか。

林業振興課長：

ボランティアの育成の話でございますが、県では現在73団体のボランティア団体、森林ボランティアの方々の団体を確認、登録させていただいております。この方々の育成につきましては、地域の林務環境事務所の森づくり推進課の職員又は森林総合研究所におります林業普及指導員がそれぞれの専門分野で、いろいろな場面での指導、助言等を行っております。また、そういった普及指導員や林務環境事務所の森づくり推進課の職員が、ボランティアの方々にやっていただきたいことや、ボランティアがこういうことをしたいということの仲介、情報の交換をとおして、連携を図る一つの役割をさせていただいておりますので、今後もそういったことを真剣に取り組んで、ボランティア団体の皆さんの育成等を図っていきたいと考えております。

議長：

目標は100団体ですね。千年杉の関係については何かありますか。要害山にあるのですか。

委員：

はい。要害山のところには海から飛び出たような岩があり、割れ目みたいなところに生えた木があります。今から千年に向けてそういうものを育成してほしい。

議長：

保護・育成ですね。何かこれに関してあれば。

森林環境総務課長：

大変不勉強で申し訳ありません。我々、今の場所等を具体的に承知しておりませんので、また具体的にお聞きをして、どんなものか確認をさせていただきたいと思います。今のお話ですと、森林とか林業とかいうことでの活用というよりもむしろ観光のような面で活かしていけるのかなという気がしますので、また必要なところとも協議しながら、どのようにしていくのか検討させていただければと思います。

委員：

認証材という言葉が出てきますけれども、これは山梨県の認証ということで、FSC 認証材ということではないということでしょうか。

林業振興課長：

両方です。

委員：

それではこれは要望ですが、最近では FSC 材が山梨県で FSC サミットなどをやっていたおかげで、県全体にも浸透してきましたし、各企業さんなんかも、非常に FSC 材のようなものに認識が深くなったという気がします。

それから最近では韮崎の方の大型木造建築に FSC 材を指定で使ってもらった例もあり、やっとなんかそういうものが使われるようになったというようなことも承知しているのですが、これだけの県有林が日本一の FSC 認証の森として機能しているわけですから、是非これを県全体の民地にも広げていただけるような努力をしていただきたいと思います。そして、ブランド化という言葉も出ているようですから、山梨県の材はどこから出ても FSC 材であるというふうなことを是非目指して、先駆的な事例を作っていただきたいと思っていますので、県有地だけでなく、民有地も認証森林を是非育てていただきたいと思います。最近では民有地でも、団地化したものをとったという事例が出てきているようですから、是非それを普及していただけると、我々民間ボランティアも各企業に自慢をして県においでくださいということも言えるようになると思いますので、是非そのような目標を立てていただけるとありがたいと思います。

議長：

よろしいですか。民有林の認証について。

県有林課長：

今言われたように、FSC の認証ということで、全国一の認証面積を持っているということで、その認知度がここ数年かなり高まっているというように私も思いますし、県の中の知事を始め幹部への浸透もかなりすすんできたというように理解しております。それは特に去年 100 周年記念の事業で FSC サミットということで FSC の本部から山梨県に来ていただいて、実際に山梨の県有林の山も見えていただいたということが大きかったのではないかなと思っています。

我々としても県有林だけではなく民有林についても広めていって、山梨県といえば FSC 材だと言われるくらいにしていきたいと考えています。そのために我々県有林としては何

をすべきなのか、やはりそれは先導的に、先進的な取組をしていくことが非常に重要ではないかと考えております。今〇〇委員が言われたように、民有林でそのような希望があれば、率先して指導・助言をしていきたいというように思っていますので、今後もまた、使っていただく方にFSCと指定をしていただけると非常にありがたいと思っております。

議長：

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

委員：

この冊子の方の39ページの(4)というところ、里山林の再生と獣害対策に向けた狩猟者の確保・育成というところと関連して、質問と要望なのですが、私、自然保護の集会なんか勉強のために出ておりますと、シカ被害、それからイノシシやサル被害とかそういう問題が非常に大きくなっているようです。それで森林の方はどうなのかなということに興味があるのですが、12ページを見ますと、ニホンジカの個体数増加による食害が増加とあります。一つ質問というのは、平成22年は減っていますが、何か対策をとって減ったのかというのが質問です。

それから、意見の方ですが、産業を作っていくということを考えると、この間テレビで丹波山村のお祭りを見ていたら、シカ料理を道の駅でやっているというふうなのが出ていたものですから、都会で生活していた人間からすると、非常に興味があると思います。シカの料理っていうのは、例えば長野の大鹿村というところに、地芝居っていう田舎の歌舞伎で有名なところがありますが、あそこの民宿なんかでもシカ料理を売り物にして呼んだりしています。そういうことで、自然保護というか産業の育成というか、そういう目から考えても、狩猟免許を持っている人が減っているというのが非常に大きな問題になっているようなので、課が別の担当となるのかもしれませんが、その辺の関連性みたいなものについて質問します。

議長：

はい。シカ被害の減少と、それからジビエのことですね。

みどり自然課長：

野生鳥獣による森林、もとより里山における中山間地域、あるいは里山における農業被害が恒常化してきてなかなか減少していないという現状は今御指摘いただいたとおりでございます。

そんな中で、まずは12ページのグラフ、ニホンジカによる森林被害の推移の部分で、落ちているのではないかとということですが、実は、森林被害については、基本的に目視によりましてパトロールした結果、被害がどのようにでるか、本来得られるべき収入が得ら

れない状況がどのようになっているのかということによりまして被害を積算しております。最近では、みどり自然課の事例ではございませんが、植林などを行う際には、基本的には食害防止の対策をした上で新規の植林をするというような対策が進んで参りましたので、これから収穫期におきましてある程度しっかりした収益が得られるという仕組みに切り替えておりますので、前はそのまま裸で植林をしてそれがシカによる食圧がかかってきて、新芽が食べられてしまう、柔らかい部分が食べられてしまうということがございました。それらについて対策がしっかりととられた結果がこのようになっているということでございます。

次に、シカ、イノシシなどのジビエの話ですが、丹波山村のお祭りを見た際に道の駅などで提供しているものがあるというお話でしたが、実は本県におきましては、丹波山村に加えまして富士河口湖町、この2箇所におきましてジビエ用の野生肉を食肉化するという施設をそれぞれ町、村が作りまして、現在活動しております。もともと野生の肉というのは、確保した人たちが自己責任において肉を食べていたというのが狩猟の流れだったわけですが、大勢の方にもしっかり食べていただくというためには食品衛生上もしっかりとした食肉を作っていくということがございまして、このようなジビエの対策をしっかりやっていくということが必要になっております。丹波山はそういう施設を持ってありますし、そういうシカ肉などのハム、ソーセージなどを販売しているということがございます。

委員：

すみません、私の質問の仕方が悪くて。狩猟免許を持っている方が減っているようですが、その対策みたいなものは今後、森林環境部の範疇じゃないかもしれないけども、どうなっているのかということです。

みどり自然課長：

引き続きみどり自然課から御説明いたします。

やはり野生鳥獣の個体数を管理するという施策の上では、狩猟を行っていただく狩猟従事者、つまり銃を持つことができ、猟に参加できる方たちというのは非常に大きな役割を果たしております。そういう中で委員御指摘のように、狩猟免許を取得されている方たちの年齢構成でございまして、現在は60歳以上の方たちが6割近くを占めるというように非常に高齢化が進んできております。それともう一つは狩猟免許を更新せずにもうやめてしまうという方たちもいらっしゃって、現在2,300人くらいが本県において狩猟免許を取得して銃による狩猟を行っています。やはり構成員が高齢化しある程度の年齢になりますと、わしもそろそろ猟はいいわ、と言って銃をおくということもございまして、そういう意味では本県におきましては、新規の狩猟従事者を確保するための対策といたしまして、改めて狩猟の役割を認識していただいて、それに従事していただく方を掘り起こすという仕組みも事業として行って参りたいと思っております。

森林整備課長：

補足をさせていただきます。先ほどの前段のところですが、森林被害の平成22年度が減っているということで、対策の効果が出ているという部分もあるかとは思いますが。一方で先ほどもありましたとおり、森林被害というのはかなり広大な面積の被害の発生状況というようなことがあるものですから、毎年全ての森林を網羅的に調査するという事は実質的には不可能でございますので、その年に確認された被害量というのを計上させていただいているということもでございます。また、シカというのは移動しますので、例えばある地域で狩猟を徹底的にやると別の地域に逃げて行ってそちらで被害が拡大したり、あるいは雪が多ければシカの数が減って被害量が減ったりとかいうように、様々な要因の中でこういった被害量が出ているという部分だけ、補足をさせていただきたいと思えます。

委員：

いただいた資料2の21ページの第3章に、森林づくりということがございまして、県内の森林の現状、森林の機能が提示されており、良質な水が蓄えられ、洪水や土砂災害から県土を保全する、生物多様性を保全する、といったような機能の説明があります。例えば洪水や土砂災害の防止ということになりますと、森林部局だけではなくて、県土整備部、省庁でいうと国交省ですね、今まで日本の行政というのは、河川の関係は国交省で森林は農林水産省と、どうしても部局ごとの縦割りというのがあります、流域として一体的に保全をしていくというためにはある程度部局の壁というのを超えていく必要があるのではないかとこのように考えられるわけです。それで、特に森林が保全されることによってそれがどのように良質な地下水の保全に関わっていくのかとか、そういったようなところは是非、より具体的にこのような計画の中でも示していく方が良いのかなというように思いますのと、具体的に県土整備部、砂防との連携について、この計画を立てるに当たってどのように考えられているのか。特にこれは法定の計画ではありませんので、県独自の、県単体の計画ですので、そのあたりはかなり自由に、枠組みを超えて柔軟に作ることも可能ではないかと思うのですが、そのあたりどのようにお考えなのかというところを教えてください。

それともう一つは41ページの最後のところにありますけれども、計画の実現に向けてというところで、1の(1)の県民等のところで、下流域と連携した取組を進めると、水源林、水源県であるということで、非常に有意義なことだと思いますが、例えば、道志村だったら横浜市、あるいは小菅村だったら東京都と、村レベルの連携というのはかなりやっていると聞いたことはありますが、具体的に県として、どうしてもそこで県と都の壁ですね、これがあってどうしても難しいと、小菅村の源流研の所長から聞いたことがあります。そういったような他県との連携をするにあたって、市町村の草の根の取組を県がどのようにバックアップしていくのか、県がどのように関与して進めていくのか、その具体的な

お考えを教えてください。

その2点を教えてください。

議長：

はい、事務局。

治山林道課長：

最初の御質問ですが、森林環境部では治山事業、県土整備部では砂防事業、河川事業を所管しており、それぞれの事業に森林法、砂防法、河川法といった事業を実施する根拠となる法令があります。

具体的に21ページにありますような公益的機能を発揮していく上で現場ではどうするかということでございますが、庁内、県土整備部との間では事業実施に際して調整会議というものを毎年度開いております。その中でお互いの計画の摺り合わせということをやります、事業を進めております。

森林環境総務課長：

もう一つ〇〇委員から下流域のお話がありました。下流域との連携につきましては当然関東近県の都県になるわけございまして、色々と事務レベルの会議がございます。その中でお話をさせていただいておりますが、東京都におきましては、基本的には特に水源林だということで色々と力を入れている事業がございまして、特に東京都が丹波山村とか小菅村、甲州市に都有林を持っておりまして、都有林として整備をなさっているということで、なかなか連携事業というのは難しくなっております。神奈川県との連携につきましては、先程来話がでておりますように、来年度からの森林環境税の導入に向けまして、上流を整備することによって、それを水源としている下流の皆さん方も大きな恩恵を受けておりますので、何らかの連携した事業ができないかということでここ数年協議して参りまして、今般神奈川県の方から森林整備、上流で水源涵養に繋がる森林整備を行う財源として5年間、単年度平均で3,000万円いただけるというようなことになっております。

森林整備以外にも桂川清流センターという下水の終末処理場がありますが、その放流水を浄化するために同様に単年度平均で3,000万円いただける。さらに、モニタリングを一緒にやってみようということで、神奈川県とはそのような連携をした取組が来年度からできる方向で今検討させていただいているところでございます。

また、併せまして、民間の活動をなさる皆さん方の上下流連携した色々な取組に対しましても、やはりこれも神奈川県とはございまして、桂川・相模川流域協議会というのがございまして、そこに県の方でも事務局をもっておりまして、連携して取組を行っております。例えば、山梨県の桂川流域で採れた材を川下である神奈川県で使ってもらえるようにということで、流域材の活用を促進していこうとか、あるいは下流域である神奈川県民

の皆様方に山梨県の上流域に来ていただいて、実際の森林とか川の状況を見てもらうような取組も行っているところでございます。

委員：

今のお答えはそれでいいのですが、過去に遡ると、一番問題なのは県産材が素材のまま県外に行ってしまうことです。県内で付加価値を高めて、それが県外に出て行くというような産業の組立てをしないと、ここでいろいろやってもなかなか活性化がされない部分があります。林野庁もそうですが、川上対策は主に林野庁、ここで言うと森林環境部が、川下に行くとなら経済産業省になってしまうということで、補助金の出方も変わってくる。〇〇委員が言っていたように、やはり庁内できちんと、これは産業再生ビジョンの一環ということですから、山梨県の産業を再生していくということの中で捉えようとするとなら例えば集成材工場ですが、カラマツにしる何にしる、大きな工場は山梨県に無いんです。みんなどこか県外へ持っていかなければ、県内で生産できないと。それでいくら絵を描いてもなかなか再生はできない。ということで、しっかり県庁の中で流通の方も含めて、どういう施設が必要なのかということも議論していただいて、それに取り組んでいただかないと再生プランというものが絵に描いた餅になってしまうのではないかと気がします。

それから、タイトルが『育てる』から『活用』へ」と、資源の中身を見ると確かにそういうことですが、森林環境税を導入しようということでは、森林づくりを一生懸命やっけていこうという説明で来たわけですよ。なんとなく森林づくりということへの取組が、中身の説明を聞くとよくわかるわけですが、この副題が何かだけ見ると、活用の方へ行ってしまっけて森林づくりの方がちょっと薄くなっているということになると、せつかく県民に負担をしていただく、あるいは下流県に負担をしていただくというのをお願いする中で、もう少し森林づくりもしっかりやっけていくという部分を表に出していかないと。上流県として、まあ下流が負担するのはいいのですが、主要3河川の上流県ですから、そこに山梨県があるわけで、当然山梨県として果たすべき責任もあるわけですから、そればかりではいけないと私は考えているので、やはり森林づくりもしっかりとこれからもやっけていく中で、流通も含めて山村を再生していくと。これは昨日か一昨日か出ていましたが、2050年になると4,000万人も減っていくわけですよ。65歳以上が40%を超えていくというそんな中で、なかなか森林の再生、山村の再生というのは非常に大変だと思いますので、やはり県で一体的に取り組んでいかないと非常に大変な部分があるだろうと思っけております。

そういう意味で、産業の中で大きいのが建築です。家を建てるというその産業をしっかり再生していかないと、林業が再生できない。新しいエネルギーとしての木材の利用というのはあるわけですが、これは未知の部分があるわけですが、こういったいろいろの面もあると思っけております。そういうものも含めてですね、先ほど〇〇委員の質問にもありました、山の中にある資源、まあ鉱物資源であろうが森林資源であろうがそういうもの

をうまく利用する中で、観光業を活性化していこうという考えのことだったかと思いますが、やはり総合的に森林を使いながら再生を図っていかないと大変かなと感じております。この中身を読ませていただければ相当その部分も入ってきているわけでしょうけども、一つだけ質問させていただきますと、木材を利用していく、集成材工場でもいいのですが、そういった話はあまり出ていないので、そのへんの取組はどうされているのか。やはり庁内でこの計画がどういうチェックをされながら実施をされていくのか。その2点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長：

はい。後半の質問、集成材の件について。

林業振興課長：

集成材につきましては、平成21年に公共建築物に木材を積極的に使っていこうという法律ができて、その法律を受けまして、県でも山梨県内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を平成23年の3月に作りました。この方針に基づく庁内検討の場としまして、従前から行ってきました、県庁内の木造建築物に関する関係部局の担当の連絡会議を開催し、その中で建築物への木材利用を推進していくということで今進めているところでございます。

また、集成材につきましては、その中で、公共建築物、規模の大きな建築物について積極的に県産材のカラマツを利用した集成材を使っていきたいと思いますということで今関係する部局の方々と促進についての調整を行っているところでございます。

これからも、市町村はもとより、県施設の木造化を進めていくことによって、まずはまとまったロットの木材の需要を掘り起こすと。併せて、ラベリング材とか認証材を使いました住宅産業への拡大。また首都圏から見ますと、山梨県の木を利用したいという住宅メーカーもございます。そういったところとの普及・啓発などを目的として県産材の需要増大を、県内ばかりではなくて首都圏などへ進めていきたいと考えております。

また、県内には色々な、県産材で家を造る団体がございます。また、県産材を使って色々なものを作っている団体もあります。これからはそういった川上から川下までをトータルでつなぐ組織作りを今進めているところでございまして、広範な方々、川上の方々、川中の方々、川下の方々、この方々の、私たちが接着剤といいますか、乳化剤といいますか、そういったことで取り組んで、トータルの意味での山梨県の川上から川下までの木材需給の拡大をしていきたいというふうを考えておりまして、現在その取組をしております。

委員：

今〇〇委員から色々質問していただいたわけなのですが、私も立場上、例えば21ページにある産業づくりというところにある、「県内で生産された木材は、加工・流通の合理

化が図られ、県民のニーズに対応した品質・性能の確かな製材品等が安定的に供給されるとともに、住宅や公共施設には、県産材がふんだんに使用されています。」という書き方が書いてあって、私は立場上、こんなことが書かれてしまっていいのかなと非常に心配というか、実際は苦しんでいるのが事実でございまして、とても「ふんだんに使用されています」というようなものではないと思うのですが。どういう考え方の下に、どういう根拠の元にこういう書かれ方がしてあるのか。

まあ木材協会の勉強、努力が足りずに、非常に県民の皆さんにご迷惑をかけているのが実際でございまして。県産材をどこに行っても買えばいいの、どこに行っても手に入ればいいの、性能はどうか、価格はどうかと言われたときに、非常に返事に困っているのが実態でございまして、もっと指導してくれとか応援してくれとかいうことも言いたいです。こちらの努力が足りないものですから、なかなか言えないのが実態でございまして。

一つの例として、今度 JAS の認定が無いと公のものに使っていただけないというようなことがありまして、今山梨県で JAS が取れるのが2箇所くらいしかありません。この間も内々に県に JAS の認定をとりたいので少し応援してくれないかと話したところ、応援はできないということで、山梨県は今のところ JAS 工場が一軒も無いものですから、公共のものが造れなくなってしまうのではないかなと、そんな心配も実はしておるところでございまして。ですからそういう面へも今後このビジョンを、なんとか目を向けてもらって、加工をどういうふうにするか、あるいは流通を、というふうなところへも是非力を入れていただきたいということで、質問ではなくお願いでございまして。

林務長：

今〇〇委員から、特に産業の方を皆さんご注目いただいているようですけども、〇〇委員からお話いただきましたように、私どもの川中の部分は非常に脆弱でございまして。これは御指摘のとおりでございまして、先輩方も色々と努力をされて、市場をつくっていただいたり、加工施設を作っていただいたりしておりますけども、脆弱なことは事実でございまして。私どもも一生懸命でこ入れもしてきましたし、力足らずではございましたけれども、非常に努力してきたのですけれども、そのただ中に〇〇委員のところもいらっしゃるということで、なかなか思うように進まないところもあります。今後も努力していきたいというように思っておりますので、そのへんは御容赦願いたいということでございまして。

それから、JAS のことでございまして、これは特に〇〇委員からもご要望いただきまして、私どもも予算化を目指しましたが力足らずで、引き続き努力をして参りたいと思っております。

おっしゃるとおりでございまして、やはり県産材を使え、使えといっても加工工場がない。加工工場があっても JAS の認定を取っていない。これでは使えないではないかというのは当然のこととございまして、一生懸命頑張って、今後、来年度以降、引き続き努力をして参りたいと思っております。

ただ、なかなか事業者も設備投資をするといっても非常に難しい時代であり、大きい断面については県外の工場を活用していただくというようなことも考えられると思います。また、全部が全部山梨県でということもなかりかと思えます。トータルで産業づくりには一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、是非御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

委員：

第一点は、耕作放棄地。この問題をまずどうのように考えているかということをお願いしたい。20ページを見ますと、非常に森林が荒廃して、耕作放棄地が増加をしていると。2,000ヘクタールからになっているというような状況のようであります。

先ほど〇〇委員からも話が出ましたように、森林づくりが一番大事だと思います。それでこの耕作放棄地の70%以上はほとんど山林になっているのではないかと思います。木が相当大きくなっている耕作放棄地もあるだろうし、色々だと思いますけども、これらは里山林として認定もできるのではないかとおもいますが、まず耕作放棄地を山林化することによってこれからのこのビジョンの中で折り込んでいただけたらというのが一つ。

それから、2点目は病虫害の問題で、やはり松くい虫でございます。昨日の〇〇新聞にも出ておりましたけども、山梨の森林は今どうなっているのかということで、都留だとか東部方面が出ておりました。峡北地域ではやはり松の需要というのが非常に大きいし、また、素晴らしい松林があるわけでございますが、この数字を見ますと、平成17年から平成22年には約半分くらいに立方数が減っておるといった状況のようでございます。これがどんどん減ってきて、被害がゼロになればありがたいわけですが、松くい虫に対するこれからの方向性について、基本方針と数値目標、まあ数値目標までは行かなくても、森林づくりの中へ入れていただければありがたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

議長：

はい。では2点ばかり。耕作放棄地の関係。

森林整備課長：

まず1点目の耕作放棄地でございますが、こちら20ページのところで2,000ヘクタールを対象に推計されています。こちらにつきましては今回森林環境税の中で里山林整備ということをやっている中で、その対象としてやっていきたいと思っております。一方で、我々が課題として認識しておりますのは、一度農地になっているということがございまして、例えば市町村の立場、あるいは所有者の立場からすると、今はたまたま木が生えているだけであって、将来的に農地に戻すんだよというおっしゃり方をする方も中にはいらっしゃいます。あるいはグリーンツーリズムとか色々なところで活用したいという構想を持っている市町村もいらっしゃるということで、なかなか一筋縄ではいかないというこ

とも実際ございます。先ほど〇〇委員から御指摘のありました縦割りの話も正直なところ
ございます。かたや農政、かたや林務というところですね。そういった問題を一つ一つ解
きほぐしながらやっていく必要があるのかなと考えておりますので、その部分が我々とし
て明確な答えが見いだせないところもございます。色々な流れの中で、耕作放棄地の事業
ということで県でも予算化して調査等取り組んだところございますけどもなかなか実績が
伸びないというのは、全体としてはいいことだけれども、一箇所一箇所を見てみると、例
えばそこを都会から来た方の農地で使ったり、最近では太陽光発電の話があったりして、
色々と土地利用の面で調整が難しいところもございますので、そういったところは地元な
り市町村なりとかの方々と、地域地域で働きかけをしながら取り組んでいく必要があるの
かなということは今のところは考えているところございます。

御指摘につきましては、今日いただいたということで、我々としても最後にプランをま
とめていく中で、どういう形ができるかというのは検討させていただきたいと思ってお
ります。

もう一つ、松くいの話でございます。松くいの被害は近年減ってきている部分もござい
ますが、まだまだ県内、特に標高の高い地域で今発生が進んでいるようなこともございま
す。こちらにつきましては、地域森林計画の中でも若干御意見をいただいたところござ
います。この中で、個別の森林の方向性というものはどういうふうに出すかという
ところは私どもの立場としては想定をしていなかったところもございますけども、一つは里
山でも多くある部分もございますので、そういった整備の中でどういった対応をしてい
くのか。松くいに限って言えばなかなか、今お話のあった峡北の地域で、逆にマツを一生懸
命使っていこうという動きが今出ておりますので、そういった中でマツが違った樹種の山
に切り替わっていくということが、ある意味自然発生的な、産業の面からも起きてい
るということもございます。そういった中で2点ほど修正ということで御意見いただきました
ので、我々としてもこの中でどういったような反映ができるか検討させていただき、最終
的なプランの形のとりまとめを検討したいと思っております。

また、場合によっては御意見をいただきながら検討させていただきたいと思っております。

議長：

大分意見も出たようですが。はい、〇〇委員。

委員：

林業公社の分収林の関係についてお伺いしたいと思います。この資料で28ページから
29ページになると思いますが、公社の分収林というのは公益林か経済林かというど
ちらかという経済林に当てはまるのではないかなと思います。そういう中で、29ペ
ージですか、(4)のところに、「林業公社分収林における公益的機能の発揮」と、ここだけ
が所有者が大きな項目出しをしてあるわけですね。その位置づけというのは、28ページ

のところで、「公益的機能を発揮する多様で健全な森林の整備・保全」という項目の中で、公社がこういうように大きく出てきていると。しかも公社は前回の審議会の経緯から行きますと、森林環境税の対象としては今のところ考えていないというふうな御答弁だったかと確か思うのですが、そういったようなことを色々と考えていきますと、何かここだけ林業公社の分収林がガラガラするような感じがします。これを見ると、平成29年からですか、県の管理に移行する方針の中で、あえてこういう、公社の山を公益的機能を発揮する山をしてゆくようにもとれるような感じがします。この辺をもう少しオブラートに包むような言い回しにできないのかなというふうに一つは思います。

今のと直接的には関係ないかもしれないけれども、もう一つは、5年後には公社の山というのは県の管理に移行するということのようにですが、県の管理ということは、県有林では県有林管理計画というのがありますね、それとこの公社の山の関係というのは、私の想像ではですね、それとは関係なく別の計画の下に公社の山は管理していくということじゃないのかなと。今公社の山は森林施業計画、4月からは森林経営計画、そういうもので管理されて有利な補助金をもらうという中でやっていると思いますが、県の管理に移行した場合は今言ったような形のままでいくような考え方でいいのかどうか、そのへんを教えてくださいたいと思います。

議長：

はい、公社について。

森林整備課長：

まず29ページのところでございますが、林業公社の分収林というのが特出しをされているような感じで、まさにご指摘のとおりちょっとぎらつくようなイメージがあるのかもしれないですね。一点、公社の山すべてが公益林というわけでもないかと思えます。当然経済林の部分もあるかと思えます。必要なところについてはこういった施業に持っていくということで、前のプランでお示ししましたが、所有者の意向などを勘案すると、再度植林していただけるのは20%くらいじゃないかと思込んでおります。これがまさに所有者の意向の部分になろうかと思っておりますが、今の公社の山はこれまでお金を入れながら整備をしてきたということで、非常に適切に管理をしているというような認識を持っております。今後荒れることのないようにそういった施業に転換していくべきではないか、また所有者の意向がなかなか今後植えられないようなところはこういった転換をしていくということで書かせていただいておりますが、この部分は森林づくりの中でこういった書き方をさせていただいておりますので、表題の表記の仕方、あるいは表現の仕方というのは、ご指摘の趣旨を踏まえて再度検討させていただきたいと思えます。趣旨としてはそういう内容で書かせていただいているということでございます。

それからもう一つ、5年後に県に管理を移管した後の計画でございます。県有林の管理

計画の中に入れるかというところはまだ現実的に決めたものはございませんが、公社の山というのは元々民有林ということでございますので、まずは違った位置づけになるのは当然のことかなと考えております。今は、公社は公社で独自に、経営計画はまだこれからですが、施業計画なども作っておりますので、そのへんの区分けというものはある程度一定の線引きはするのかなと思っております。一方で施業の集約化というものができれば民有林、県有林あるいは国有林といったものの垣根を取り払うようなことをこれから考えていかなければいけないのかなというのは、国のほうも今回国有林の改革などを行う中で民有林と一体となった森林整備ということを言っております。本県の場合、国有林は少ないですが、県有林という非常に大きなバックグラウンドを抱えておりますので、民有林、県有林という区分けをどこまでするのか、あるいはどこまで融合というか一体となってやっていくのかというところは今後また検討しながらより良い森林整備が進むように、と言いますのは一般の方、あるいは事業者の方にとってみれば所有者が違うということをもってですね、森林の実際の作業が異なるとか、あるいはこっちはこっち、あっちはあっちと正に縦割りみたいな話になってきますので、そういったところは改善していく必要があるのかなというふうに考えております。これまた5年後の話に向けて色々と検討していく必要があるかなと考えております。

委員：

ちょっと伺いたいのですが、山の日があって、結構、8月8日がすごく宣伝されたりします。今日森林の今抱えている問題を伺ってとてもよくわかりましたが、まだもう少し県民に広くこういう森林のことについての広報がされたらいいなと今日伺って思いました。例えば、高齢者の方々のパワーをどうやって活かしていくかということを検討していただく中で、ハイキングとかものすごく好きな方たちが沢山いますので、例えば県の方々が主導を取っていただいて、林の中に入っていただき、こういう歩き方があってこういう問題を抱えているというようなことを、一つ一つ、そういう勉強会みたいなものをもっと少し沢山していただけると結構参加者も多くて、皆さん県民の意識も高まっていくのではないかと思います。是非そういう広報についても、もう少し検討していただければありがたいかなと思っております。

議長：

はい。その件については。

森林環境総務課長：

正しくおっしゃるとおりだと思います。我々といたしましても、8月8日の山の日周辺の日を、山に親しんでいただきたいということで、今言ったハイキング的な事業もやっておりますが、まだまだ周知が足りないというような御指摘だと思います。また、環境科

学研究所とか森林総合研究所等でも、森の教室のような事業もやっておりますので、そういったものにつきましても更に周知を図って、県民の皆様方により知っていただくよう取り組みたいと考えております。

委員：

話を聞いていて、一般の林業をしている方たちと、県というトップダウンでやっている方たちとの差っていうのが、なんとなく自由主義経済、資本主義経済の矛盾が見えたような気がして、それはそれでしょうがないのかなと思っています。

昨日、もっと前の新聞かもしれませんが、東電で畑や屋根を借りて太陽光発電をやるというのが書いてありました。放棄地の山林の場合、下は酸素供給に使い、高いところで太陽光発電ができてというようなことを東電で借り切ってやってくれるそうです。そのような利用の仕方というのがやはり温暖化の対策としてできるのだそうです。そんなことも考えていただきたいと思います。

議長：

ただ今のは要望ということでもいいですか。

委員：

要望です。

議長：

それでは、意見も沢山出たようでありますけども、質疑を打ち切ってよろしいですか。

委員：(異議なし)

議長：

それでは、これらの貴重な意見をそれぞれ素案の中へ、また検討していただいて、折り込むような努力をしていただきたいと思います。事務局から何か発言ありますか。

森林環境総務課長：

皆様方には、たくさんの貴重な御意見をありがとうございました。本日いただいた意見を我々の方でも検討させていただきまして、必要な修正等も行いたいと思います。また、冒頭申し上げましたとおり、今、県民の皆様方にもパブリックコメントということで、今日の午後から公開をするわけでございますので、そういった皆様方の意見も勘案しながらよりよい計画にしていきたいと思っております。また、何か御意見、御指摘等ございましたら、忌憚なくお寄せいただければと思っております。ありがとうございました。

議長：

それでは、素案の検討は終わらせていただきますが、この際でありますので、森林・林業全般についての御意見、御質問がございましたらお願いします。

委員：

一つ質問したいのですが、この再生ビジョンの中に、森林環境税をこれから導入していくというような中で、例えばもう少し具体的にその内容等をこういう方面へ活用していくというようなことは、こういうような中で必要ではないですか。いかがですか。

森林環境総務課長：

委員のおっしゃるとおりでございます、それぞれ折々のところでは触れております。例えば森林づくりのところでも、民有林の整備のところ、そこには、森林環境税を活用してこれをやっていきますというようなことなど、記載してございます。それぞれの項目ごと、民有林の荒廃森林の整備とか県産材を積極的に使っていただくための事業や、あるいは県民の皆さん方のボランティア活動に対する支援など、森林環境税を充てていきたいという説明を以前させていただいたかと思いますが、具体的に書かせていただいております。例えば28ページの森林づくりのところ、最初に6ページの中程の「森林環境税を活用した事業は第1に」以下に総括的なことを書かせていただきまして、後ろの方で、個々具体的に記述させていただいているというような組立てでございます。

委員：

その件でよろしいでしょうか。実は私もこのことにすごく期待をしている一人です。多くの方から、〇〇さん、今度環境税が導入されて例えばボランティア活動に、あるいは森林整備に活用するというのを、県の広報が行きとどいているということかもしれませんけども、そういうものすごい期待感があります。しかし、大変申し訳ないのですが、2億何千万くらいの部分、トータルの予算の中からは本当に一部ということになってくると思います。ですから、その使い道については、導入されるのはもう当然ですから、そのままおやりにはなるのでしょけれども、是非差別化といいますか、今までのものと、一般で使われているものと差別化をされたような公表ができるような使い方をしていただかないと、期待感が逆になっていくような気がします。ボランティア活動の部分ですから、その方たちは非常にこの環境税の導入で画期的に良くなるような期待感を皆さんお持ちというのが事実でございますので、そのへんは裏切らないような報告の仕方を是非考えていただきたいと思います。

議長：

そうですね。目玉商品だけに。

委員：

PR資料も是非ご検討いただいて、PRのパンフレットなどを。例えば素人受けするのは24ページにある森林づくりの姿のようなものをパンフレットにして、一枚物でもいいと思います。ビラでもいいので。それがあるとないのでは全然違うので、是非お願いします。

森林環境総務課長：

今のパンフレットの件でございますが、今年度2万部作りましてそれぞれ関係する皆さんのところへお配りしたり、県庁の各庁舎で配ったりしております。御覧いただけてないとすれば、我々の周知の仕方がまだ足りないのかなと思います。また後ほどお渡しをさせていただきたいと思いますが、こんなふうに活用していきたいということが記載してあります。今〇〇委員がおっしゃったようにボランティアにも使っていくんだよということも記載してあります。また来年度になりましたら、具体的に、実際にどのように使うよ、是非活用してください、というようなことも含めましてパンフレットを作っていきたいと考えております。

それから、最初、〇〇委員からございましたように、使い方が問題である、というように御意見をいただきましたが、我々も正しくそうだと思っております。税を活用した事業を検証するという意味合いから、森林環境税の基金の運営委員会というようなものを来年度から設置をいたしまして、年2回程度そこの皆様方に、我々がこういうものに使いたいというようなこと、それからまた、このように使いましたというようなことをそこにご報告を申し上げまして、その都度、もっとこういうふうにしたらいんじゃないかとかを御意見をいただき、また翌年度の事業に反映をさせて参りたい。併せて県民の皆様方にもそれを公表していくと、こういうふうに予定しておりますので、是非我々の方としまして、皆様方の期待を裏切らないような活用の仕方を、させていただきたいと考えています。

議長：

以上で質疑を打ち切ります。議事をこれで終了しますが、なにか事務局の方からありますか。

事務局：(特になし)

議長：

それでは予定された事項について全て終了しましたので、議長の役目を終わらせていただきます。ありがとうございました。

森林整備課課長補佐：

ありがとうございました。これを持ちまして本日の森林審議会を終了させていただきます。

以上